

3. 磐田市危険空き家判定基準（判定調査表）

判定調査表					
番号		調査日時		調査員	
所在地					
用途		構造・階数		建築年	
敷地面積		建築面積		延床面積	
判定対象の判断	詳細調査不要(一見して安全) 屋根・外壁・立木・ゴミ等、明らかに問題ない場合				
	詳細調査不要(空き家ではない) 同一敷地内の建物に人が居住している場合				
判定項目	建物等の状態	左欄で最低の評価	周辺への影響		
別紙1 保安上危険	詳細調査不要(一見して危険)				
	(1) 建築物が倒壊等するおそれがある				
	イ 建築物の著しい傾斜				
	ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等				
	(イ) 基礎及び土台				
	(ロ) 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等				
	(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある				
	(イ) 屋根ふき材、ひさし又は軒				
	(ロ) 外壁				
	(ハ) 看板、給湯設備、屋上水槽等				
(二) 屋外階段又はバルコニー					
(木) 門又は扉					
擁壁が危険					
別紙2 衛生上有害	(1) 建築物又は設備等の破損等に起因するもの				
	・吹付け石綿等				
	・浄化槽の放直、破損等による汚物の流出、臭気の発生				
	・排水等の流出による臭気の発生				
	(2) ごみ等の放置、不法投棄に起因するもの				
別紙3 著しく景観を損なう	(1) 既存の景観に関するルールへの適合性				
	・景観計画				
	・景観地区				
	・地域で定められた景観保全に係るルール				
	(2) 周囲の景観と著しく不調和な状態				
	・屋根、外壁等				
	・窓ガラス				
	・看板				
	・立木等				
	・敷地内				
別紙4 生活環境の保全を図るため不適切	(1) 立木に起因するもの				
	・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等				
	・立木の枝等				
	(2) 空家等に住みついた動物等に起因するもの				
	・動物の鳴き声等の発生				
	・動物のふん尿等汚物の放置				
	・敷地外への動物の毛又は羽毛の飛散				
	・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等の発生				
	・動物の住みつき				
	・シロアリの発生				
	(3) 建築物等の不適切な管理等に起因するもの				
	・建物に不特定の者が容易に侵入できる状態				
	・屋根の雪止めの破損などによる落雪の発生				
	・土砂等の流出				

総合判定

判定調査表の『「建物等の状態」の最も低い評価』と『周辺への影響』の評価の組み合わせで、最も低い評価となる組み合わせにより判定する。

↓最も低い評価の組み合わせの該当欄に○をつける。

結果	建物等の状態	周辺への影響	判定
	L 3	×	特定空家等
	L 3	△	危険空き家又は空家等
	L 3	○	危険空き家又は空家等
	L 2	×	危険空き家又は空家等
	L 2	△	危険空き家又は空家等
	L 2	○	空家等
	L 1	×	空家等
	L 1	△	空家等
	L 1	○	空家等

《磐田市基準》「特定空家等」と判断するための判定基準(平成28年11月 静岡県空き家等対策市町連絡会議 特定空家部会 策定)の「経過観察」を、「危険空き家」とする。ただし、建物が関係しない場合は、「空家等」とする。

注) 建物の状態を《磐田市基準》に基づいてL2とした場合は、原則として判定を「危険空き家」とする。

判定結果	判定に至った事由
特定空家等	
危険空き家	
空家等	
判定対象外	